

平成26年度東京労働局雇用施策実施方針概要

東京都と連携して取り組む雇用施策

〔下線のある用語は、次々頁に解説があります。〕

若年者に対する就職支援

新卒者等に対する就職支援

新卒者等向け求人を確保するため、経済団体等に対して、共同での求人要請を行う。

また、ハローワークにおいて、こうした新卒者等向け求人情報の提供、個別担当制による職業相談・職業紹介、模擬面接やセミナーの実施など、きめ細かい就職支援を実施する。

若年者就職支援の一体的実施

東京しごとセンター（飯田橋）内に設置したハローワーク飯田橋（U-35）と東京都のジョブカフェが連携し、若年者に対する就職支援（求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリング等）を一貫して行う。

また、東京都が実施する「若者正社員チャレンジ事業」と連携し、若年者の正社員化を図る。

新規大卒者等向け就職面接会の開催

「新規大卒者等合同就職面接会」を共同で開催し、新規大卒者等の就職促進を図る。

また、東京都が実施する「若者就活応援プロジェクト」の合同就職面接会「TOKYO JOB ORE!FESTA」を共同で開催し、新規大卒者等の就職促進を図る。

子育て女性等に対する再就職支援

子育て女性等に対する情報提供

ハローワークにおいて、仕事と子育てが両立できる求人の確保に努めるとともに、東京都をはじめとした関係機関から地域の保育サービス情報等を収集し、求人情報と併せて利用者への情報提供を行う。

子育て女性等に対する再就職支援

マザーズハローワーク等において、個別担当制による職業相談・職業紹介やパソコン講習等を行うほか、東京都が開催する託児付セミナーへの誘導等を含め、きめ細かい就職支援を行う。

障害者雇用対策の推進

福祉・教育・医療から就労への移行の促進

東京都と共同で、地域の関係機関（福祉施設、特別支援学校、医療機関等）を対象としたセミナーや、障害者及び保護者を対象とした事業所見学会等を実施し、就労についての理解を促進するとともに、障害者が企業において就労体験を行う職場実習の実施などにより、企業と障害者との相互理解を深め、就労への移行を促進する。

関係機関が連携したチーム支援の実施

就職を希望する障害者に対して、ハローワークと東京都の東京障害者職業能力開発校や地域の関係機関（福祉施設、福祉事務所等）と連携したチーム支援を行うことにより、就職活動から職場定着までの一貫した就労・生活支援を実施する。

各種セミナーの開催等企業支援の実施

ハローワークにおいて、障害者雇用率未達成企業等を対象とする障害者雇用促進セミナーを開催するとともに、東京都が開催する障害者雇用に関するノウハウの普及、啓発を目的とした企業向けセミナーへの参加勧奨を行い、併せて、事業主への各種支援を実施し、障害者雇用の拡大と定着の促進を図る。

障害者個々人に応じた能力開発等の推進

ハローワークにおいて、個々の状態やニーズに応じ、職業能力の開発が必要な場合については、職業訓練の受講を勧奨する。その際には、東京障害者職業能力開発校等において東京都が実施する職業訓練コースについて紹介し、適切に誘導する。

高齢者雇用対策の推進

年齢にかかわらず働くことができる企業等の普及

改正高齢者雇用安定法に基づき、ハローワークにおいて、65歳までの雇用継続を図る制度を導入していない企業への指導を実施するとともに、東京都をはじめとした関係機関と連携し、「希望者全員が65歳まで働ける企業」の普及を図る。

高齢者の再就職の援助・促進

ハローワーク飯田橋（シニアコーナー）と東京しごとセンターが連携し、高齢者に対する就職支援（求人情報の提供、職業相談・職業紹介、セミナー、カウンセリング等）を一貫して行う。

高齢者の多様な働き方への支援

臨時的・短期的または軽易な就業を希望する高齢者に対しては、東京都をはじめとした関係機関と連携し、シルバー人材センターの利用案内を行うなど、高齢者の多様な働き方を支援する。

成長分野等での雇用創出の推進

成長分野等における雇用創出

介護、医療等の成長分野や地域に根ざした雇用創出を図るため、東京都や区市町村が「起業支援型地域雇用創造事業」や「地域人づくり事業」を実施するとともに、ハローワークにおいては、当該事業に係る求人受理や職業相談・職業紹介を行う。

職業訓練の効果的な活用による就職支援

地域人材ニーズを踏まえた適切な訓練計画の策定

求人者（採用者ニーズ）・求職者（訓練ニーズ）アンケート等を活用し、地域の職業訓練ニーズを踏まえた訓練が実施できるよう、東京労働局が策定する求職者支援訓練に係る東京都地域職業訓練実施計画と東京都が策定する公共職業訓練に係る実施計画について相互に調整を行う。また、求人者アンケートについては、分析後、速やかに東京都に提供し、訓練施設等で学んでいる訓練生に、最新の求人者情報（採用者ニーズ 求める人材像）として提供する。

公共職業訓練や求職者支援訓練による能力開発等の推進

ハローワークにおいて、職業相談やキャリア・コンサルティングの実施により、求職者個々の状況に応じた適切かつ積極的な職業訓練への受講あっせんを行うとともに、公共職業訓練及び求職者支援訓練により能力開発を推進し、訓練修了後の早期就職を実現できるようきめ細かな就職支援を実施する。

ジョブ・カード制度の推進

ハローワーク及び東京都が訓練実施を委託した民間教育機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングを実施することにより、職務経歴・能力の確認や就職活動上の様々な課題等を整理するとともに、就職に対する自分の強みの確認及び職業選択の方向付け、就職に必要な能力開発への誘導を行う。

求職者個々の状況に的確に対応した就職支援

生活保護受給者や生活困窮者の就労支援

生活保護受給者や生活困窮者に対し、ハローワークが東京都をはじめとした関係機関と連携し、就労支援及び住居・生活支援を実施する。

外国人労働者の雇用対策の推進

ハローワークにおいて、外国人求職者に対して、きめ細かい就職支援を実施するとともに、企業に対しては、外国人労働者の雇用状況届出指導や外国人指針に基づく指導を行う。東京都は、雇用適正講習等により、事業主に対して適正な雇用管理についての広報・啓発を行う。

福祉分野で就職を希望する求職者に対する就職支援

福祉分野での就職を希望する求職者に対し、ハローワークにおいて、きめ細かい職業相談・職業紹介、就職面接会を共同して開催するなど、積極的な就職支援を行う。また、福祉分野の資格や経験がない求職者に対しては、東京都が実施する公共職業訓練等への誘導を行う。

ホームレスの就業対策の推進

路上生活者に対し、東京都と特別区が共同で設置・運営する自立支援センターにおいて、ハローワークの専門相談員が、就労準備段階から職場定着に至るまで一貫した就労支援を行う。

公正な採用選考の推進

東京都と共同して、雇用主研修会の開催や冊子等による啓発を行い、公正採用選考の普及啓発を図る。

また、高等学校卒業予定者の採用選考に際し、不適正事案が発生した場合には、東京都が東京労働局に通報するとともに、東京労働局は、当該事業所に対する事実確認及び是正指導を行う。

- 用語解説 -

「U - 35」

ジョブカフェ（若者の就職支援をワンストップで行う東京都の施設）の利用者に対し、職業相談・職業紹介を行うハローワーク飯田橋の若年者（34歳以下）向けの附属施設。

「マザーズハローワーク等」

子育て中の女性等を対象として、セミナー、職業相談、職業紹介等を実施する専門施設としてマザーズハローワーク東京（ハローワーク渋谷の附属施設）を設置。この他、都内8か所のハローワーク（大森、池袋、足立、木場、八王子、立川、町田、府中）にマザーズコーナーを設置。なお、足立のマザーズコーナーについては、マザーズハローワークに拡充し日暮里に新設予定。

「起業支援型地域雇用創造事業」

地域の産業・雇用振興策に沿って、起業後10年以内の企業、NPO等を委託先として、地域に根ざした雇用創出に資する事業を実施することにより、失業者の雇用の場を確保し、生活の安定を図るとともに、委託先の企業の成長等により、地域の安定的な雇用の受け皿を創出する事業。

「地域人づくり事業」

地域経済を活性化し、「日本再興戦略」による経済成長を確実なものとするために、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大など「全員参加」を可能とする環境を整備するとともに、賃金の上昇や、家計所得の増大等処遇改善に向けた取組を推進する事業。

「ジョブ・カード」

「履歴シート」、「職務経歴シート」、「キャリアシート」、「評価シート」の4種類で構成された就職活動用のツール。これらを活用してキャリア・コンサルティングを受けることにより、自分の職業能力や職業意識を整理することができるほか、目標などが明確になり就職活動の準備や応募書類としての活用もできる。

「外国人指針」

日本で働き、生活する外国人について、その処遇、生活環境等について事業主が一定の責任を負うべきものであるとして、事業主が講じるべき措置を取りまとめたもの。

「自立支援センター」

東京都と特別区が共同で設置・運営する、路上生活者への宿所・食事等の提供、就労・生活支援を実施する施設。